

令和7年度第2回

市の国民健康保険事業の 運営に関する協議会

議 案

日 時 令和8年2月13日(金)午後6時

場 所 登別市役所 議場

令和7年度 第2回

市の国民健康保険の運営に関する協議会

日時：令和8年2月13日(金)午後6時
場所：登別市役所 議場

次 第

1 諮 問

- (1) 国民健康保険税率等の改正について
- (2) 国民健康保険税の課税限度額の改正について

2 開 会

3 議 事

(1) 議案第2号

国民健康保険税率等の改正について

(2) 議案第3号

国民健康保険税の課税限度額の改正について

(3) 報告第3号

令和7年度国民健康保険特別会計決算見込について

(4) 報告第4号

国民健康保険税の収納状況について

(5) 報告第5号

令和8年度国民健康保険特別会計予算(案)について

諮 問

国民健康保険税率等の改正について

《資料1-①》 諮問書の写し

《資料1-②》 諮問事項

《資料1－①》

登国第 号
令和8年2月 日

市の国民健康保険事業の運営に関する協議会
会長 横尾逸郎様

登別市長 小笠原 春 一

国民健康保険税率等の改正について（諮問）
国民健康保険税に関する税率等の改正について、別紙のとおり協議会の意見をいただきたく諮問します。

《資料 1 - ②》

諮 問 事 項

1. 国民健康保険税率の改正について

(1) 諮問理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による地方税法の一部改正に伴い、令和8年度から子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるため、登別市税条例を改正し、国民健康保険税の賦課基準に係る規定等の整備を行う。税率等については、各保険者が決定することとされているが、北海道では子ども・子育て支援金分は導入当初の令和8年度から全道統一保険税率を目指している。

本市においては、北海道が示す統一保険税率を採用することについて、協議会の意見を伺うものである。

(2) 改正内容

ア 子ども・子育て支援納付金課税額の新設

国民健康保険税のうち、国民健康保険事業納付金の納付に要する費用に充てるため、被保険者に対し子ども・子育て支援納付金課税額を賦課する。

イ 統一保険税率の適用

子ども・子育て支援納付金課税額の税率は、北海道が示す統一保険税率を採用する。

課税区分	税率等
所得割	0.29%
均等割	1,000円
18歳以上均等割	100円
平等割	1,000円
課税限度額	30,000円

ウ 子ども・子育て支援納付金課税額の新設に伴う保険税の軽減措置

(ア) 所得に応じた軽減

均等割額及び平等割額は、世帯の所得に応じて7割、5割、2割の軽減措置を講じる。

(イ) 18歳未満の均等割額の軽減

本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。

(3) 施行日 令和8年4月1日

2. 国民健康保険税の課税限度額の改正について

(1) 諮問理由

国民健康保険税の課税限度額は、政令で定める基準に従い条例で定めるとされているが、中間所得層の負担軽減のため、課税限度額の基準を引き上げる地方税法施行令の改正が予定されていることから、当該改正に準拠し課税限度額を引き上げるについて、協議会の意見を伺うものである。

(2) 改正内容

国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税分を現行の66万円から1万円引き上げて67万円とする。

賦課の区分		令和8年度	令和7年度	増減額
課税 限度額	①基礎課税分	<u>67万円</u>	<u>66万円</u>	<u>1万円</u>
	②後期高齢者支援金分	26万円	26万円	0円
	③介護納付金分	17万円	17万円	0円
	①+②+③	<u>110万円</u>	<u>109万円</u>	<u>1万円</u>

(3) 施行日 令和8年4月1日

議案第2号

国民健康保険税率等の改正について

《資料2》 国民健康保険税率等の改正について

《資料2》

国民健康保険税率等の改正について

国は、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」を踏まえ、子ども・子育て支援施策を強化するための財源確保等を目的として、令和6年10月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）を施行し、これにより令和8年度から子ども・子育て支援金制度が開始されることとなりました。

本制度は、全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて被保険者から子ども・子育て支援金を徴収するものです。

本市においては、同制度の開始に伴い、国民健康保険税の算定において、これまでの基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に加え、新たに「子ども・子育て支援納付金課税額」の賦課・徴収事務が発生することから、登別市税条例の国民健康保険税に係る規定について所要の改正を行います。

《保険税率及び課税限度額》

課税区分	基礎課税分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分
所得割	8.4%	2.7%	2.1%	0.29%
均等割額	23,000円	7,600円	8,700円	18歳未満1,000円 18歳以上1,100円
平等割額	25,000円	7,300円	4,800円	1,000円
課税限度額	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

《モデルケースによる影響額試算》

家族構成	収入	医療・後期・介護分 (年額)	子ども・子育て分 (年額)
単身70歳	所得43万円以下	18,800円	600円
単身30歳	給与収入300万円	239,300円	6,700円
夫婦40歳 子ども小学生2人	夫の給料収入400万円 妻の給与収入90万円	484,400円	9,900円
夫婦70歳	夫の年金収入250万円 妻の年金収入60万円	182,300円	5,300円

議案第3号

国民健康保険税の課税限度額の改正について

《資料3》 国民健康保険税の課税限度額の改正について

《資料3》

国民健康保険税の課税限度額の改正について

国民健康保険税の課税限度額とは、地方税法施行令で定められている法定限度額の範囲内で、市町村が納税義務者に対して課税できる年間の保険税の上限額であり、条例で定めることとなっています。

国民健康保険税は、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3区分に分かれており、区分ごとに課税限度額を設定しています。

本市の課税限度額は、平成29年度以降、法定限度額と一致させている状況にあり、令和8年度については、基礎課税分の法定限度額が1万円引き上げられることから、本市においても法定限度額同様に引き上げを行い、基礎課税分を現在の66万円から67万円に、課税限度額の合計を109万円から110万円に改正したいと考えています。

《参考》課税限度額の推移表

年度	課税限度額							
	基礎課税分		後期高齢者支援金分		介護納付金分		合計	
	登別市	国	登別市	国	登別市	国	登別市	国
H28	52万円	54万円	17万円	19万円	16万円	16万円	85万円	89万円
H29	54万円	54万円	19万円	19万円	16万円	16万円	89万円	89万円
H30	58万円	58万円	19万円	19万円	16万円	16万円	93万円	93万円
R1	61万円	61万円	19万円	19万円	16万円	16万円	96万円	96万円
R2	63万円	63万円	19万円	19万円	17万円	17万円	99万円	99万円
R3	63万円	63万円	19万円	19万円	17万円	17万円	99万円	99万円
R4	65万円	65万円	20万円	20万円	17万円	17万円	102万円	102万円
R5	65万円	65万円	22万円	22万円	17万円	17万円	104万円	104万円
R6	65万円	65万円	24万円	24万円	17万円	17万円	106万円	106万円
R7	66万円	66万円	26万円	26万円	17万円	17万円	109万円	109万円
R8	67万円	67万円	26万円	26万円	17万円	17万円	110万円	110万円

報告第3号

令和7年度国民健康保険特別会計決算見込について

《資料4》 令和7年度国民健康保険特別会計決算見込額調書

《資料4》

令和7年度 国民健康保険特別会計決算見込額調書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	決算見込額	増減額
1 国民健康保険税	1 国民健康保険税	624,541,000	621,055,673	▲3,485,327
2 使用料及び手数料	1 手数料	10,000	0	▲10,000
3 国庫支出金	1 国庫補助金	1,639,000	1,756,000	117,000
4 道支出金	1 道補助金	3,665,611,000	3,487,744,719	▲177,866,281
5 財産収入	1 財産運用収入	10,000	1,104,689	1,094,689
6 繰入金	1 一般会計繰入金	409,133,000	410,019,523	886,523
7 繰越金	1 繰越金	144,000,000	152,270,335	8,270,335
8 諸収入		2,257,000	12,531,494	10,274,494
	1 延滞金及び過料	30,000	5,649,604	5,619,604
	2 雑入	2,227,000	6,881,890	4,654,890
歳入合計		4,847,201,000	4,686,482,433	▲160,718,567

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	決算見込額	執行残
1 総務費		123,092,000	119,046,127	4,045,873
	1 総務管理費	100,639,000	97,361,425	3,277,575
	2 運営協議会費	311,000	205,560	105,440
	3 趣旨普及費	402,000	295,240	106,760
	4 特別対策事業費	21,740,000	21,183,902	556,098
2 保険給付費	1 保険給付費	3,554,203,000	3,402,461,698	151,741,302
	療養諸費	3,019,601,000	2,885,182,646	134,418,354
	高額療養費	525,573,000	509,020,362	16,552,638
	移送費	500,000	0	500,000
	出産育児諸費	6,003,000	5,936,690	66,310
	葬祭諸費	2,400,000	2,322,000	78,000
	傷病手当金	126,000	0	126,000
歳出合計		4,847,201,000	4,623,394,870	223,806,130

差引収支額

	収支額	備考
実質収支	63,087,563	歳入合計－歳出合計
繰越金	152,270,335	
単年度収支	▲89,182,772	実質収支－繰越金
財産収入	1,104,689	基金積立金利子
実質単年度収支	▲88,078,083	実質収支－繰越金＋財産収入

報告第4号

国民健康保険税の収納状況について

《資料5》 国民健康保険税の収納状況について

《資料5》

国民健康保険税の収納状況について

1 収納率について

(1) 過去3年度の国民健康保険税（料）収納率

区分	現年度分			滞納繰越分		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登別市	95.90%	95.80%	95.62%	14.28%	14.99%	15.02%
室蘭市	96.24%	96.15%	96.67%	24.91%	23.52%	25.76%
伊達市	97.00%	96.24%	96.63%	25.41%	23.46%	28.99%
道内市平均	96.23%	95.69%	95.73%	24.10%	23.11%	23.16%

※現年度分は当該年度に賦課した保険税額に対する収納率、滞納繰越分は前年度以前から完納に至らず、当該年度に繰り越された保険税額に対する収納率をいう。

(2) 収納率の順位

区分	現年度分			滞納繰越分		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登別市	24位	20位	20位	34位	32位	32位
室蘭市	22位	16位	8位	17位	16位	12位
伊達市	10位	14位	9位	15位	17位	6位

(3) 収納状況（各年度12月31日現在）

区分		調定額（税額）	収納額	収納率
現年度分	令和6年度	629,952千円	418,167千円	66.38%
	令和7年度	624,572千円	413,609千円	66.22%
	前年対比	▲5,380千円	▲4,558千円	▲0.16%
滞納繰越分	令和6年度	162,725千円	19,506千円	11.99%
	令和7年度	158,057千円	21,095千円	13.35%
	前年対比	▲4,668千円	1,589千円	1.36%

※国民健康保険税（普通徴収）は、第1期（令和7年度の納期は6月30日）から10期（令和7年度の納期は3月31日）において徴収する。

2 国民健康保険税の収納に関する取組について

(1) 納付方法別の収納状況について

令和7年度現年度分

(令和7年12月31日現在)

区分	収納額	割合	摘要
特別徴収	73,538 千円	17.78%	公的年金からの天引き
口座振替	159,854 千円	38.65%	指定された金融機関の口座からの振替
コンビニ	96,565 千円	23.35%	全国のコンビニエンスストアでの納付
キャッシュレス決済	7,434 千円	1.80%	スマートフォン決済アプリ及びクレジットカードによる納付
臨戸徴収	3,727 千円	0.90%	徴収員による自宅における訪問徴収等
その他	72,491 千円	17.52%	金融機関、郵便局、市役所窓口等での納付
計	413,609 千円	100.00%	

《参考》 キャッシュレス決済の内訳：スマートフォン決済アプリによる収納額は5,982千円、クレジットカード払いによる収納額は1,452千円

(2) 収納対策に係る取組について

収納対策	実施時期等	実施方法
催告書の送付	4、7、10、1月	催告書を送付して納税の催告を行う。
電話催告	随時	電話による納税の催告及び折衝を行う。
臨戸による徴収及び納税の折衝	随時	徴収員(会計年度任用職員)が自宅等を訪問して徴収及び納税の折衝を行う。
夜間における納税相談	4、7、10、1月	夜間に納税相談窓口を開設する。

(3) 納税の催告に応じない者等に対する取組について

・滞納処分

滞納整理を進めるため、財産調査の結果に基づいて強制徴収手続（財産の差押え、差押財産の換価、換価代金の配当）を行っている。

滞納処分の状況（令和7年度は令和7年12月31日現在）

	差押件数				配当額
	預貯金	不動産	その他	計	
令和5年度	11	0	9	20	1,953,788円
令和6年度	47	0	14	61	2,520,329円
令和7年度	16	0	15	31	2,221,074円

※その他は、給与、年金、生命保険、国税及び道税還付金 など

報告第5号

令和8年度国民健康保険特別会計予算(案)について

《資料6》 令和8年度国民健康保険特別会計予算(案)

《資料6》

令和8年度 国民健康保険特別会計予算（案）

歳入

（単位：円）

款	項	令和8年度	令和7年度	増減額
1 国民健康保険税	1 国民健康保険税	645,172,000	624,541,000	20,631,000
2 使用料及び手数料	1 手数料	10,000	10,000	0
3 国庫支出金	1 国庫補助金	76,000	10,000	66,000
4 道支出金	1 道補助金	3,502,312,000	3,665,611,000	▲163,299,000
5 財産収入	1 財産運用収入	10,000	10,000	0
6 繰入金	1 一般会計繰入金	409,393,000	406,761,000	2,632,000
7 繰越金	1 繰越金	39,270,000	144,000,000	▲104,730,000
8 諸収入		2,257,000	2,257,000	0
	1 延滞金及び過料	30,000	30,000	0
	2 雑入	2,227,000	2,227,000	0
歳入合計		4,598,500,000	4,843,200,000	▲244,700,000

歳出

（単位：円）

款	項	令和8年度	令和7年度	増減額
1 総務費		120,198,000	119,091,000	1,107,000
	1 総務管理費	99,295,000	98,944,000	351,000
	2 運営協議会費	343,000	311,000	32,000
	3 趣旨普及費	383,000	402,000	▲19,000
	4 特別対策事業費	20,177,000	19,434,000	743,000
2 保険給付費	1 保険給付費	3,396,493,000	3,554,203,000	▲157,710,000
	療養諸費	2,877,002,000	3,019,601,000	▲142,599,000
	高額療養費	511,678,000	525,573,000	▲13,895,000
	移送費	500,000	500,000	0
	出産育児諸費	5,003,000	6,003,000	▲1,000,000
	葬祭諸費	2,310,000	2,400,000	▲90,000
	傷病手当金	0	126,000	▲126,000
3 国保事業費納付金	1 国保事業費納付金	943,558,000	1,024,580,000	▲81,022,000
4 共同事業拠出金	1 共同事業拠出金	0	0	0
5 保健事業費	1 保健事業費	78,941,000	86,016,000	▲7,075,000
	疾病予防費	13,495,000	14,303,000	▲808,000
	特定健診・保健指導費	65,446,000	71,713,000	▲6,267,000
6 積立金	1 基金積立金	10,000	10,000	0
7 公債費	1 公債費	1,000,000	1,000,000	0
8 諸支出金		8,300,000	8,300,000	0
	1 償還金及び還付加算金	8,300,000	8,300,000	0
	2 指定公費負担金	0	0	0
予備費	1 予備費	50,000,000	50,000,000	0
歳出合計		4,598,500,000	4,843,200,000	▲244,700,000

《参考資料》

市の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿

区 分	氏 名	職 業	備 考
公益代表	よこ お っ っ っ 横 尾 逸 郎	自 営 業	
	なか じま ゆう すけ 中 嶋 祐 介	学 校 職 員	
	ふじ え のり ひこ 藤 江 紀 彦	団 体 役 員	
医師等代表	ち ば やす じ 千 葉 泰 二	医 師	
	す だ のり お 須 田 倫 夫	歯 科 医 師	
	むら かみ た ろう 村 上 太 郎	保 険 薬 剤 師	
被保険者代表	さ とう ひろ こ 佐 藤 裕 子	主 婦	
	ふる うち たか こ 古 内 孝 子	主 婦	
	たけ なか みち こ 竹 中 美 智 子	主 婦	
被用者保険等 保険者代表	いの うえ まさ ひと 井 上 政 仁	ツルハホールディングス 健康保険組合事 常務理事	

× ㄟ